

円福寺愛育園おもいやりの会規約

第1条（目的） この会は、児童養護施設円福寺愛育園の発展に資するとともに児童への援助を行なうことを目的とする。

第2条（名称） この会を円福寺愛育園おもいやりの会とする。

第3条（所在地） この会の事務局を長野市篠ノ井横田 798-1 に置く。

第4条（会員） この会の会員は、この会の目的に賛同する者とする。

第5条（役員） この会に次の役員をおく

代表 1名

会計 1名

第6条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第7条（代表） 代表は会を代表し運営する。

第8条（運営） 会は毎年1回会議を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。

第9条（会費） 会員は、目的の達成のために、毎年任意の寄付金（月刊圓福の購読料を含む）を会に納める。

2 会は、寄付金1口に対して希望数の月刊圓福と「おもいやり」を配布する。

第10条（規約改正） この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

①. 会の役員は次の会員とする。

代 表 長野市篠ノ井横田 869 藤本光世

会 計 長野市篠ノ井塩崎 6488-2 高橋清子

②. この規約は令和2年4月1日から適用する。